

一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用する場合の取扱いについて

名古屋市では、一般就労している障害者が障害者自立支援法上の日中活動サービスを利用する条件を国のQ&Aを踏まえ下記のとおり定めましたので適切な取り扱いをお願いします。

○障害福祉サービスに係る国Q&A（h19.12.19）

問8 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することができるか。

（答）

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。
2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。
 - ① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
 - ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合
3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

○名古屋市の取扱い

国のQ&Aを踏まえ、「市町村が認める場合」について、下記のとおり取り扱いをすることとする。

1 対象サービス

① 旧法施設支援

身体障害者通所更生施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者授産施設（通所）、身体障害者通所療護施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者通所授産施設

② 新体系事業

就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、自立訓練、生活介護

2 利用条件

次の①・②の条件をすべて満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とする。

- ① 勤務先の勤務時間が「週20時間未満の場合」^Aもしくは「20時間以上30時間未満の場合で週4日以内の勤務日数の場合」^B
- ② 施設の利用時間が1回あたり3時間以上利用が可能な場合

3 利用日数

Aの場合：週5日まで利用が可能（月あたりは「月の日数－8日」）。

Bの場合：週あたり「5日から勤務日を控除した日数」の利用が可能（例：週3日勤務の場合は、週2日。月あたりでは週の回数×4週）

※A、Bも共に1回あたり施設の利用が3時間以上利用可能な場合のみ

4 手続き

別紙「一般就労している者の日中活動サービス利用に係る協議書」を利用予定施設・事業所が作成し、利用者の障害福祉サービスの申請時に併せて区福祉課・保健所へ提出する。

5 留意事項

- ① 就労系の施設・事業者において一般就労している利用者を受け入れる場合においては、一般就労のアフターフォローや余暇的な利用だけでなく、訓練目的をもって個別支援計画に基づく支援を実施すること。
- ② 就労移行支援・自立訓練等標準利用期間が設定されている事業については、一般就労をした利用者を受け入れることをもって、標準利用期間をこえる更新をすることはできないこと。

6 具体例

- ① 月～金の週5日、3時間（9時～12時）の勤務の場合（週15時間）
…《Aの場合》に該当
⇒月～金の午後1時から4時30分の利用など、最大週5日の利用が可能。
- ② 月～水の週3日、1日あたり7時間30分（9時から17時30分、休憩1時間）の勤務の場合（週24時間）…《Bの場合》に該当
⇒木・金の利用など、最大週2日の利用が可能。なお、土曜開所している場合において木・金・土の週3日利用できる場合においても、週あたり「5日－勤務日（この場合3日）を控除した日数」のため、週2日までの利用に限られる。

- ③ 土・日・火の週3日、1日あたり4時間（9時～13時）の勤務の場合（週12時間）、なお、施設の開所日は月～金。…《Aの場合》に該当
⇒月、水、木、金の週4日までの利用可能。
- ④ 土・日・火の週3日、1日あたり7時間（9時～17時、休憩1時間）の勤務の場合（週21時間）、なお、施設の開所日は月～金。…《Bの場合》に該当
⇒③の場合に近いが、Bの場合に該当し、週あたり「5日－勤務日（この場合3日）を控除した日数」のため、月、水、木、金の4日のうち、週2日までの利用可能。